

# 日本カウンセリング学会倫理綱領

## 前文

日本カウンセリング学会会員の使命は、カウンセリング定義（日本カウンセリング学会定義委員会、2004年9月6日）に従い、クライアントあるいは活動の対象となる人の人間的成長を中心として、豊かな社会生活実現への援助、生涯において遭遇する諸問題の予防解決のための援助をする専門的活動にある。

また、会員は調和のとれた人間関係、集団、組織、および社会の維持や改善など、社会環境の整備に貢献することを目的として活動する。

以上の使命と目的を遂行するために、日本カウンセリング学会会員は倫理的責任をもつことを誓い、ここに倫理綱領を定める。

## 第一条 基本的態度

### 1. 基本的立場

会員は、クライアントあるいは対象者の基本的人権を尊重し、カウンセリングの目的に反する価値を押し付けることがないように注意し、多様性を尊重し、公正さを保ち、深い信頼関係の基に活動する。

### 2. 利益や福利の優先

会員は、自己の利益を優先することなくクライアントあるいは対象者の利益や福利を増進することを優先し、クライアントあるいは対象者の成長や発展を促進し、健康的な人間関係形成を援助する。

### 3. 危害禁止

会員は、健全なる精神や身体を維持することに心がけ、自己の個人的な問題によって対象者へ危害を与えないようにする。自己の精神や身体に重大な損傷があり、健全な業務や活動が継続できない場合は、それらを差し控えること。

### 4. 判断の基礎

会員の活動は、確立した専門的な学問や科学を基礎にすること。

### 5. カウンセリングの効果

会員は、絶えず研鑽し能力を高め、自己が実施するカウンセリングの効果について事実に基づいて検証し、改善に努めること。

## 第二条 カウンセリング

### 1. インフォームド・コンセント（自己決定を尊重する）

会員は、カウンセリングの際に、クライアントの自己決定権を尊重するために以下を説明し同意を得ること。但し、これらに限られるわけではない。

- ① カウンセリングの内容
- ② カウンセラーの資格

- ③ カウンセリングの方法
  - ④ カウンセリングの期間と終結
  - ⑤ カウンセリングの中断やリファー
  - ⑥ 守秘義務及びその限界
  - ⑦ 料金などの金銭授受が生じる場合は、その説明
2. インフォームド・コンセントの特別配慮  
クライアントが説明の内容を十分に理解できないと判断されるならば、保護者や後見人から同意を得ること。
  3. インフォームド・コンセントの見直し  
同意の見直しの必要性が生じた場合、あるいはカウンセラーとクライアントのどちらから提言があれば、すみやかに同意の作業を行うこと。
  4. 危害をもたらす多重関係の回避義務  
会員は、クライアントあるいは対象者やその関係者とカウンセリングなどの専門関係以外に、恋愛や性的関係や結婚などの深い個人的関係、物品の売買などのビジネス関係に入ってはいけない。
  5. プライバシーの保護と守秘義務  
会員は、クライアントあるいは対象者のプライバシー保護に十分に留意し、カウンセリング関係で知り得た情報を正当な理由なく対象者の同意なしに第三者に漏らしてはいけない。
  6. プライバシー保護の配慮  
たとえクライアントあるいは対象者の同意を得て、カウンセリングで知りえた情報を第三者に伝える必要が生じた場合でも、会員は関係者の利害を配慮して危害がないように、あるいは最小限の危害に留めるように配慮すること。
  7. 守秘義務の限界と自殺や他害の防止の努力義務  
会員は、クライアントあるいは対象者に自殺や他害の危機があると判断される場合は、それらの防止に努める。また、危機介入のために情報を提供する正当な理由のある関係者に警告することができる。
  8. 記録の管理  
カウンセリング記録は安全な場所に管理され、許可されたものだけがアクセスできるものとする。電子ファイルに記録する場合もこれと同様にして安全管理をすること。
  9. 記録の扱い  
記録の管理や廃棄はしかるべき管理規則を作成し、それに従って行うこと。また、カウンセラーの移転、退職、死亡などに際して記録の保管規則を作成し、個人秘密を保護する十分な予防措置をとること。記録の保護や開示に際しては個人情報保護法に従うこと。

#### 10. 見捨てることの禁止

会員は、クライアントあるいは対象者との信頼関係を構築し、見捨てる行為をしてはいけない。リファーする必要がある場合は、同意を得て適切にすること。また、関係を終結あるいは中断する十分な理由がある場合はそれを明確にし、同意を得る努力をして対象者に危害がないようにすること。

#### 11. ITテクノロジーの応用

コンピューター技術を応用してアセスメントやカウンセリング記録を保存する場合には、個人情報漏れがないように積極的に保護手段を講じること。

#### 12. ウェブ・サイト

インターネット上にサイトを開設している会員は、個人情報保護に積極的な対策を講じ、サイトの信頼性と妥当性を保つこと。

#### 13. Eメールカウンセリング

電子媒体による情報伝達には、個人の秘密保持が難しいことや電子媒体に特有な問題をあることを自覚し、利用者に危害が及ばないように積極的に対策すること。

#### 14. 金銭に関する取り決め

金銭に関する取り決めは、公正で透明性を保ち、過剰な支払いなることなく適切な料金であり、同意があること。

### 第三条 職能と責任

#### 1. 能力の限界

会員は、個人の能力の限界範囲内で活動すること。新しい専門領域で活動する場合は適切な教育、訓練、スーパービジョンなどを受けた後に実践すること。

#### 2. 安易な請負の禁止

会員は、能力以上の仕事を安易に請負う行為や、対象者に現実的でない過大な期待を持たせはいけない。

#### 3. 継続教育

会員は、継続教育の必要性を自覚し、専門レベルの知識とカウンセリング技術の維持と向上に努めること。

#### 4. 営利活動や宣伝

会員は、自己の資格について正確に表明し、カウンセリング、ワークショップ、トレーニングなどの実施に際して、その内容について正確な情報を提供すること。

#### 5. 公衆への責務と差別の禁止

会員は、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントなどをしてはいけない。また、会員はどのような差別行為をもしない。

#### 6. メディアなどの発言

会員は、メディアなどで発言する場合は正確な情報伝達に努め、個人的な観点から発言をし、専門職を代表して発言していないことを明確にすること。

## 7. 公開

会員は、業務などで発見した専門的知見が大衆に有益である場合は、積極的にこれを公開し、社会に反映させること。ただし、その公開に際しては、誇張、歪曲がないように注意すること。

## 第四条 専門職との関係

### 1. 他の専門資格者との関係

会員は、アプローチや専門領域が異なる他の専門資格者あるいはカウンセリングに関連する他の専門資格者の専門性と技術を尊重し、連携に努めること。

### 2. コンサルテーション

コンサルテーションの際には、コンサルテーションの内容に関係する人と必要がある場合は直接にインフォームド・コンセントを得ること。関係するクライアントあるいは対象者のプライバシー尊重し、秘密の保護に努めること。

## 第五条 アセスメント

1. 会員は、アセスメント用具、結果、解釈を濫用してはいけない。また、これらの濫用防止に努めること。

2. 会員は、訓練を受けていて能力のある心理テストやアセスメントのみを実施すること。

3. 会員は、アセスメントや心理テストのガイドラインを理解し、それに従うこと。

4. 会員は、アセスメントについての特色、目的、結果の扱いについて対象者に理解できる言葉で十分に説明し、それらについてインフォームド・コンセントを得ること。

## 第六条 カウンセラー教育

### 1. スーパービジョン

スーパーバイザーとスーパーバイジーとの関係においては、専門関係以外の個人的関係を避けること。個人的関係は、恋愛関係や性的関係、ビジネス関係などを含む。また、近親関係や友人をスーパーバイジーとするのを回避すること。

### 2. インフォームド・コンセント

スーパービジョンにおいて、信頼の確立、インフォームド・コンセント、自律の尊重、倫理基準の遵守を奨励すること。

### 3. カウンセラー教育

会員は、教師、スーパーバイザー、また学生である時に、どの役割でも倫理綱領を遵守すること。

## 第七条 研究と出版

### 1. 研究の責任

人間を対象にして研究を計画、実施する場合は、各所属機関の倫理規定を遵守し、研究の対象者の人権を保護する十分なる対策を講じ、研究に関係するすべての関係者に危害が及ばないようにする。

## 2. 研究におけるインフォームド・コンセント

研究参加に、研究の目的、研究方法、リスク、秘密の保持、研究結果公表の方法、自由参加などを説明して、インフォームド・コンセントを得ること。インフォームド・コンセントが得られない場合や、そうしない特別な理由がある場合は、所属機関や日本カウンセリング学会の倫理コンサルテーションを受け、研究対象者やその関係者に危害が及ばない対策や予防を講じること。

## 3. 研究対象者との関係

会員と研究対象者との間に、恋愛関係、性的関係、ビジネス関係などの深い私的関係があってはいけない。また、セクシャルハラスメントなどの人権侵害があってはいけない。

## 4. 正確な研究発表義務

会員は、研究の発表を正確にする義務がある。データの歪曲、捏造、あるいは不利な結果を隠すなどの行為があってはいけない。

## 5. 研究対象者のアイデンティティの保護

研究結果を発表や出版などで公表する場合は、研究対象者に十分説明をして同意を得ること。また、同意があっても積極的にアイデンティティの保護をするなどをして、予測できない危害などを含めて対象者やその関係者に危害が及ばぬように防止すること。

## 6. 盗用の禁止

会員は、研究を出版する場合は、他人のデータや著作を盗用してはいけない。

## 7. 著作権の尊重

会員は、法律に従い著作権を尊重し、引用やコピーなどに際に十分に注意する。

## 第八条 倫理問題の解決

### 1. 倫理的責務

会員は、この倫理綱領を遵守する義務がある。また、将来カウンセリング学会の会員になる学生も、会員に準じて倫理綱領を遵守する義務がある。

### 2. 相互啓発

会員は、倫理意識の向上に努めるべく相互啓発をし、倫理的意識を共有する。

### 3. 倫理違反の報告と倫理委員会への協力

会員は、倫理違反があれば相互にその是正に努め、必要がある場合は倫理委員会に報告をする。また、倫理委員会の調査に協力する。

### 4. 懲罰の規定

日本カウンセリング学会は、倫理違反者に理事会の決議をもって、会員資格の取り消し、一定期間の会員資格停止、戒告、訓戒、始末書提出などの処分ができる。

### 6. 処分を受けた会員で、処分に異議がある場合は、理事長に対して再審議を求められることができる。

付 則 この綱領は、2009年9月7日より効力を発生する。